

2 医薬分業の推進対策

【現状と課題】

現 状

- 本県における医薬分業率は、普及の開始が比較的遅かったこともあり、全国平均に比べると低い値となっていますが、年々順調に進展しています。(表10-3-1)
- 平成28年3月現在、医療圏ごとの医薬分業率は、尾張西部の69.2%から東三河北部の34.2%まで格差があります。(表10-3-2)
- かかりつけ薬局の育成とともに、薬剤師には、より新しい医学、薬学の知識、技術の研鑽が求められています。
- 医薬分業のメリットが十分理解されていない面があります。
- 厚生労働省が示した「患者のための薬局ビジョン」において、今後は、医薬分業の量から質への転換を見据えることが求められています。
- 薬局において患者が選択する医薬品の幅が広がっていますが、ジェネリック（後発）医薬品について十分理解されていません。

課 題

- 院外処方せんの発行及び受入れについては、医療機関と薬局との相互理解のもとに、各地区の実情に応じた体制整備が不可欠です。
- 医薬分業のメリットについて、広く県民の理解を求める必要があります。
- 処方せん受取率（医薬分業率）という指標のみならず、かかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局の普及を目指した新たな指標を設定して、医薬分業の政策評価を実施していく必要があります。
- ジェネリック（後発）医薬品について、広く県民の理解を求める必要があります。

【今後の方策】

- 平成27年4月1日付けで一部改正しました「愛知県医薬分業推進基本方針」に従い、本県の医薬分業率が全国平均を上回ることを目標として2次医療圏ごとに医薬分業を推進します。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と相互に連携し、調剤過誤の防止等を含めたより質の高い医薬分業を推進します。
- 医薬分業をはじめ公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬局」を育成し、県民への普及、定着を図ります。
- 地域の薬剤師会や薬局関係団体と連携し、薬局と薬局、薬局と関係機関等との連携をサポートします。これにより在宅医療の推進を図っていきます。
- 後発医薬品の適正使用及び理解向上を図っていきます。

【目標値】

今後、記載予定

表 10-3-1 医薬分業率の推移

(単位：%)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
愛知県	54.3	56.0	57.3	58.0	59.9	61.1
全 国	63.1	65.1	66.1	67.0	68.7	70.0

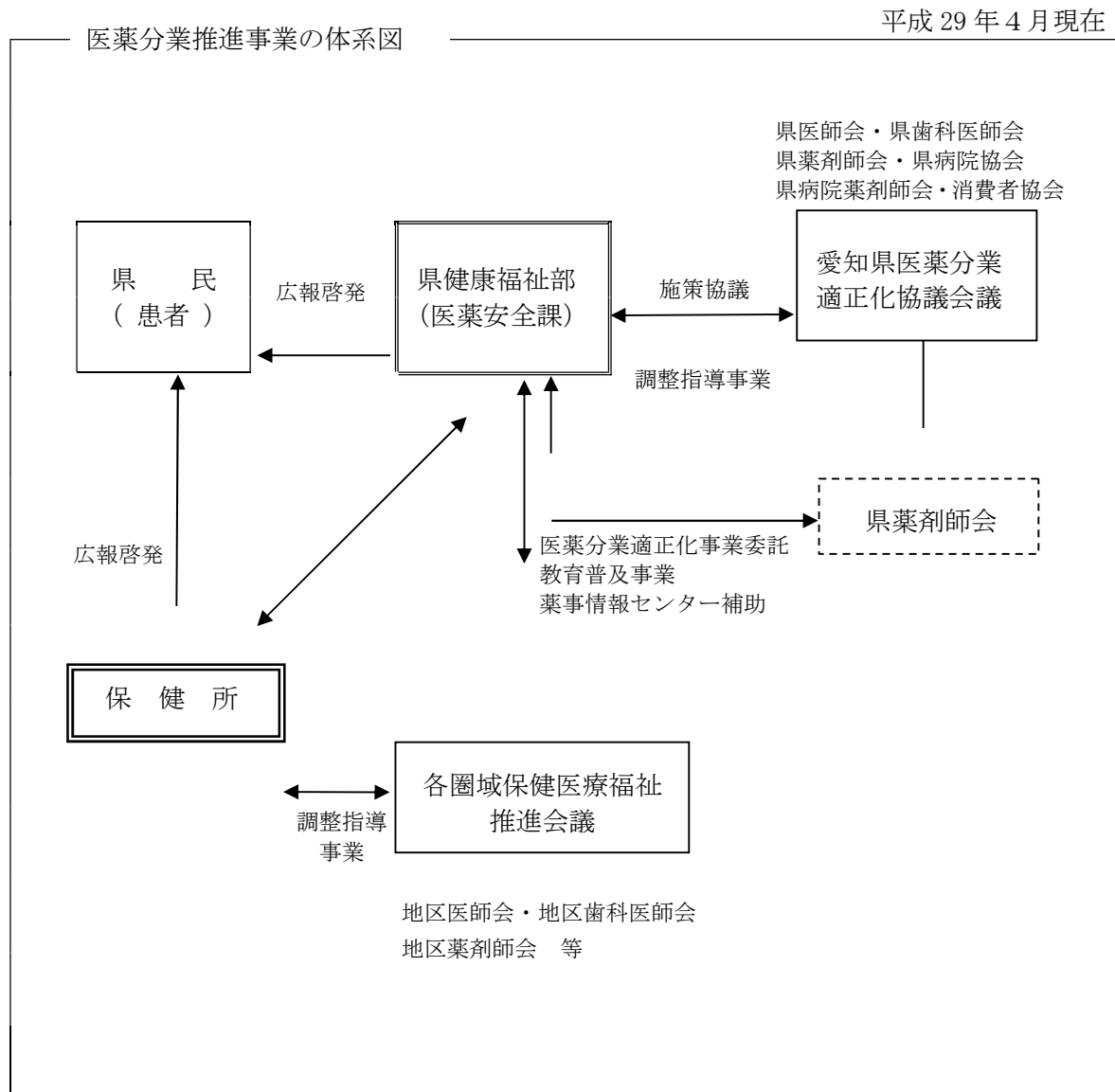
資料：日本薬剤師会調べ（全保険）

表 10-3-2 2次医療圏別医薬分業の状況

(単位：%)

名古屋・尾張中部	海 部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島
65.1	69.0	64.5	69.2	68.0	65.9
西三河北部	西三河南部東	西三河南部西	東三河北部	東三河南部	
63.2	58.1	56.4	34.2	62.5	
(全 県)			(64.1)		

資料：社会保険診療報酬支払基金愛知支部及び愛知県後期高齢者医療広域連合調べ
(平成 28 年 3 月の社会保険分及び国保分から推計)



【体系図の説明】

- 医薬安全課は県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県病院協会、県病院薬剤師会及び消費者協会で構成する愛知県医薬分業適正化協議会議を開催し、適正な医薬分業の推進・定着のための施策を検討しています。
- 医薬安全課がより質の高い医薬分業を推進するため、県薬剤師会に委託して調剤過誤防止対策を検討し、薬局および薬剤師に対する教育を実施しています。
- 保健所はそれぞれの地区医師会、地区歯科医師会および地区薬剤師会等と調整をしながら必要に応じ各圏域保健医療福祉推進会議で地域実情に見合った医薬分業を指導しています。
- 県民に対する医薬分業に関する知識啓発は、医薬安全課及び保健所が中心となって実施しています。

【実施されている施策】

- 各医療圏の実情に応じた医薬分業の推進
 - ・圏域保健医療福祉推進会議において、地域の実情に応じた推進方策を検討
- 後発医薬品の適正使用及び理解向上の推進
 - ・後発医薬品適正使用協議会の開催
 - ・県政お届け講座等講習会による県民への啓発活動の実施
- かかりつけ薬局の育成
 - ・薬局業務運営ガイドライン及び患者のための薬局ビジョンの周知・普及
 - ・調剤用医薬品の備蓄体制及び夜間を含めた処方せん受入れ体制の整備促進
- 医薬分業の適正化
 - ・薬局で発生した調剤過誤等の不適切な事例を収集し、原因の究明、防止対策の検討、薬局薬剤師への周知徹底等を実施（県薬剤師会への委託）
 - ・在宅医療における調剤業務ネットワーク体制の構築（県薬剤師会への委託）
 - ・かかりつけ薬局及びお薬手帳の普及促進（県薬剤師会への委託）
- 薬剤師の研修体制の充実
 - ・調剤過誤対策をはじめ、調剤、服薬指導等に関する研修の充実
 - ・在宅医療への移行に即座に対応できる薬剤師の育成及び薬局の体制構築（県薬剤師会への委託）
 - ・薬事情報センターの運営補助
- 医薬分業に関する知識の普及啓発
 - ・「薬と健康の週間」における広報啓発
 - ・薬事教育普及事業の補助（県薬剤師会への委託）
 - ・その他、医薬分業を正しく理解するための、一般県民（患者）及び関係者に対する啓発

用語の解説

- 医薬分業
医師と薬剤師によって医薬品の使用をダブルチェックし、効き目や安全性を一層高め、より良い医療を提供することを目的としています。
医薬分業の良い点は、患者が薬局で十分な薬の説明や服薬指導を受けられ、納得して服用することができるとともに、薬局での薬歴管理により重複投与や相互作用による副作用を未然に防止し、安全な使用が確保できることです。
- 服薬指導
患者がより安全に医薬品を使用できるように、交付の際にその効能効果、使用方法、注意事項等を説明することを服薬指導といい、これによりコンプライアンス（服薬遵守）の向上が図られます。
- 薬局業務運営ガイドライン
薬局を医療機関の一つと位置づけ、地域保健医療に貢献する「かかりつけ薬局」を育成するため、薬局自らの努力目標でありかつ行政指導の指針として国が定めて県で運用を行っているものです。
- 患者のための薬局ビジョン
患者本位の医薬分業の実現に向けて、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる2025年、更に10年後の2035年に向けて、中長期的視野に立って現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋を提示するものです。
- ジェネリック（後発）医薬品
ジェネリック医薬品とは、有効成分および効き目は新薬（先発医薬品）と同じですが、新薬の特許期間満了後に臨床試験等を省略して承認されるため、より安価な医薬品で後発医薬品ともいいます。